# 審 査 ニ ュ ー ス 143号

# 請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査 請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスや、間違えやすい算定ミスを取り 上げてみました。

加えて一次審査においての請求に対する疑義も取り上げています。キチンと請求したつもりが、査定された事例として紹介しています。

今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に 再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行ないます。再審査請求における保険者 からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当 然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。 このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれ ば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- 1. 屯服の用法について
- 2. 規格単位の異なる同一医薬品の調剤料等について
- 3. 同一医薬品で混合比率の異なる場合の計量混合調剤加算について
- 4. 生理食塩液の外用使用におけるレセコンの入力誤りについて

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

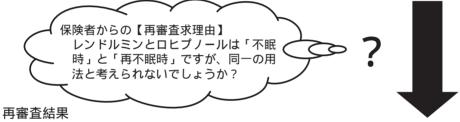
# 一个・審査ニュース・グラン・ヘラン・

### 事例1 (査定事例)

ジプレキサザイディス錠 10mg2錠1日1回就寝前28日分レンドルミン錠 0.25mg1錠不眠時6回分ロヒプノール錠1 1mg1錠再不眠時6回分

#### 再審査対象レセプト

No	医師	処方	調剤	1 11973				剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	ジプレキサザイディス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2•25	2•25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 【屯服】不眠時 1回1錠	16	1	21	16	向 8
3	1	2•25	2•25	ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】再不眠時 1回1錠	9	1	0	9	向 8
摘要									



No	医師	処方	調剤	処方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	ジプレキサザイディス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2•25	2•25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 【屯服】不眠時 1回1錠	16	1	21	16	向 8
3	1	2•25	2•25	ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】再不眠時 1回1錠	9	1	0	9	向 8
摘要									

処方医はレンドルミンで効果が不十分な時にロヒプノールの服用を指示したものと思われます。

薬剤師は医師の指示に従い患者に服薬指導したものと思われますが、請求においては屯服薬の「不眠時」と「再不眠時」は同じものと考えます。これは「疼痛時」「再疼痛時」や「発熱時」「再発熱時」でも同じです。時間をずらして屯用する気持ちはわかりますが、目的は同じですので、請求上はまとめていただきたい事例です。この事例では同一用法と考え、向精神薬加算が査定されました。

なお突合点検にかからないためにも、薬歴とレセプト摘要欄には、医師の処方意図を記載するようお願いします。 また最近は全く同じ用法であっても、処方せんの記載通り別々に入力したため、向精神薬加算を各々算定する事 例が目立ちます。

調剤料は算定していなくても、向精神薬加算などの重複算定には注意して下さい。

No	医師	処方	調剤	処方	미민月기			削報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	ジプレキサザイディス錠 10mg 2錠 【内服】1日1回 就寝前	95	28	81	2660	
2	1	2•25	2•25	レンドルミン錠 0.25mg 6錠 ロヒプノール錠1 1mg 6錠 【屯服】不眠時 1回各1錠	25	1	21	25	向 8
3									
摘要	不眠時日	こレンド	ルミン錠(	25mgを服用しても眠れない場合は、再不眠時として	てロヒプノール	レ錠1mgを	再度屯用する	3旨、医師の	の指示あり



### 事例2 (査定事例)

メトグルコ錠 250mg2錠1日2回朝夕食後28日分アマリール 3mg錠1錠1日1回朝食後28日分アマリール 1mg錠1錠1日1回夕食後28日分

#### 一次審査対象レセプト

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	メトグルコ錠 250mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	2	28	81	56	
2	1	2•25	2•25	アマリール 3mg錠 1錠 【内服】1日1回 朝食後	4	28	81	112	
3	1	2•25	2•25	アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	81	56	
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】 アマリール3mgとアマリール1mgは 規格単位の異なる同一銘柄です。調剤 料の算定はいかがでしょうか?



#### 審查結果

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	メトグルコ錠 250mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	2	28	81	56	
2	1	2•25	2•25	アマリール 3mg錠 1錠 【内服】1日1回 朝食後	4	28	<del>-81-</del>	112	
3	1	2•25	2•25	アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	<del>-81</del> -	56	
摘要									

最近非常に多く見かける事例です。ご注意願います。

処方せんの記載通りに入力したため、アマリールの規格違いで各々調剤料を算定しています。

規格違いであっても、同一銘柄は一つにまとめなければなりません。レセプトの正しい記載の仕方を下記にお示ししています。

しかしこのように入力できないレセコンもあるかもしれません。その場合は、内服薬調剤料や調剤料加算についてはよく考えて、重複請求にならないように記載して下さい。

この事例ではアマリールは「朝夕食後」になりますので、メトグルコの調剤料に包括され、81点×2が査定されました。

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	汝
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	メトグルコ錠 250mg 2錠 アマリール 3mg錠 1錠 アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後 (アマリール 朝3mg・夕1mg)	8	28	81	224	
2									
摘要									

# 一个・審査ニュース・グラン・ペラン・

### 事例3 (査定事例)

リボトリール細粒 0.1% 1.0g

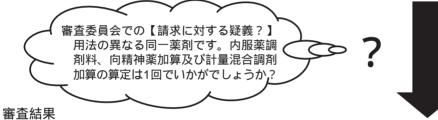
エクセグラン散 20% 0.275g 1日1回朝食後 30日分

リボトリール細粒 0.1% 1.6g

エクセグラン散 20% 0.35g 1日1回夕食後 30日分

#### 一次審査対象レセプト

No	医師	処方	調剤	処方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	リボトリール細粒 0.1% 1.0g エクセグラン散 20% 0.275g 【内服】1日1回 朝食後	3	30	81	90	向 8 計 45
2	1	2•25	2•25	リボトリール細粒 0.1% 1.6g エクセグラン散 20% 0.35g 【内服】1日1回 夕食後	5	30	81	150	向 8 計 45
摘要									



No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	リボトリール細粒 0.1% 1.0g エクセグラン散 20% 0.275g 【内服】1日1回 朝食後	3	30	81	90	向 8 計 45
2	1	2•25	2•25	リボトリール細粒 0.1% 1.6g エクセグラン散 20% 0.35g 【内服】1日1回 夕食後	5	30	-81-	150	<del>向 8</del> 計 45
摘要		•							

この事例も処方せんの記載通りに入力したため、同一薬剤で各々調剤料や調剤料加算を算定してしまっています。 請求に見られるように、実際にはリボトリール細粒とエクセグラン散の混合比率が違うため、朝食後と夕食後それぞれで計量混合しなければなりません。しかしながら、保険請求では同一銘柄は一つにまとめなければならないため、朝夕食後となります。

レセプトの正しい記載の仕方を下記にお示ししています。

このように入力できないレセコンは、内服薬調剤料や調剤料加算についてはよく考えて、重複請求にならないように記載して下さい。

この事例では「朝夕食後」になりますので、調剤料81点と向精神薬加算8点、計量混合調剤加算45点は査定されました。

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	汝
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	リボトリール細粒 0.1% 2.6g (リボトリール細粒 朝1.0g・夕1.6g) エクセグラン散 20% 0.625g (エクセグラン散 朝0.275g・夕0.35g) 【内服】1日2回 朝夕食後	8	30	81	240	向 8 計 45
2									
摘要									

### 事例4(査定事例)

大塚生食注 20ml 10管 ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入

#### 一次審査対象レセプト

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	大塚生食注 20ml 10管 【注射】	61	1	26	61	
2	1	2•25	2•25	ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	139	1	10	139	
摘要									



No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	数
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	大塚生食注 20ml 10管 【注射】	61	1	<del>-26-</del>	61	
2	1	2•25	2•25	ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	139	1	10	139	
摘要									

この事例は生理食塩液が注射薬として薬価収載されていることから、レセコンに登録されている通り入力したため注射薬として誤請求されたものと思われます。生理食塩液は外用薬としても使用可能で、噴霧吸入他で請求できます。レセコン入力時に外用薬への転用を忘れないようにして下さい。生理食塩液も吸入と考えられるため、事例ではこの注射薬調剤料は査定されました。

このような事例で計量混合調剤加算を算定するレセプトも散見します。生理食塩液とビソルボン吸入液をそのまま渡し、吸入時に患者自身が適量を混合してネプライザーで吸入する場合は算定できませんが(下記) 薬剤師が計量混合して投薬した場合は計量混合調剤加算液剤(35点)が算定可能です。その際は算定の可否について、レセプト摘要欄へコメントの記載をお願いします。

No	医師	処方	調剤	処 方		調剤	調	剤報酬点数	汝
INO	番号	月日	月日		単位薬剤料点	数量	調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2•25	2•25	大塚生食注 20ml 10管 ビソルボン吸入液 0.2% 80ml 【外用】1日3回 吸入	200	1	10	200	
摘要	大塚生	食注とし	ごソルボ	ン吸入液は別々に投薬					

# 一、審査ニュース・グラン・へいて

# <支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容	投与 日数	
大塚生食注 250ml	4瓶	
レルパックス錠20mg	10錠	10回分
ツムラ葛根湯エキス顆粒(医療用)		
シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」	1錠 1錠	14日
ジスロマック細粒小児用10% 他.	2.0g	3日
ペンタサ錠250mg	6錠	14日
オプソ内服液の処方なし		
ディオバン錠40mg プルゼニド錠12mg	28日	
ケトチフェン点眼液0.05%「TYK」	ン点眼液0.05%「TYK」 8瓶	
アンテベートローション0.05%	30g	
アダラートCR錠20mg	1錠	14日

保険薬局の誤請求内容	\$	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
大塚生食注 500ml	40瓶	処方箋内容と不一致(入力誤り)	580点 51点に査定	В
レルパックス錠20mg	10錠	医療機関名の誤入力	全て0(医療機関名突合)	С
ツムラ葛根湯エキス顆粒(医療用)	75g	処方箋内容と不一致(入力誤り)	75g 7.5gに査定	В
シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」 シングレア錠10mg エチゾラム錠0.5mg「NP」	1錠 1錠 1錠 1錠	処方箋内容と不一致 (同一薬剤を重複して入力)	重複分を査定	В
ジスロマック細粒小児用10% 他	2.0g	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	А
ペンタサ錠250mg 28日	6錠	前回処方日数入力(処方は14日分)	28日分 14日分	А
オプソ内服液5mg 2.5ml	6包	処方箋内容と不一致(入力誤り)	薬剤料・調剤料・麻薬加算査定	А
ディオバン錠40mg プルゼニド錠12mg	1錠 2錠	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	А
ケトチフェン点眼液0.05%「TYK」	10瓶	処方箋内容と不一致(入力誤り)	10瓶 8瓶に査定	В
アンテベートローション0.05%	30g	医療機関名の誤入力	全て0(病名突合)	А
アダラートCR錠20mg タケプロンOD錠15mg 他	1錠 1錠	アダラートCRを除き、他医療機関の処方を誤入力	アダラートCRを除き、他の薬剤 料等を査定(病名突合)	А